

工事入札心得書

1. 工事名称 令和6年度小長田団地改修工事(2棟)
2. 工事場所 みやこ町勝山黒田 (小長田団地2棟)
3. 現場説明 なし
4. 入札日時 令和6年9月24日(火) 午前10時00分
及び場所 みやこ町役場 本庁 大会議室(3F)
5. 携 行 品 (1)印かん(届出のもの)、印肉、スタンプ台
(2)委任状(代理人の入札行為の場合)
(3)筆記具(鉛筆の入札行為は無効)
(4)その他入札に必要なもの
6. 工 期 契約の効力の発生の日から令和7年3月14日まで
7. 工事内訳書 工事内訳書は、入札価格に対応した金額の内訳書を作成し、**入札会場内で提出すること。**
未提出の者は入札に参加できない。また、対応した金額に相違があった場合は失格となることがある。
なお、工事内訳書はみやこ町公式ホームページにてダウンロードして使用してください。
8. 工事施工 地方自治法、同施行令、みやこ町財務規則、仕様書、図面、及び現場説明事項による。
9. 入札及び代理人による入札
 - (1) 入札者は指定の日時場所に出頭し、入札書(別紙)に所要事項を記入・押印し、提出すること。
 - (2) 代理人が入札に参加するときは、代表者の委任状(別紙)を提出すること。
なお、委任状の代理人氏名の下に、当日代理人が使用する印かんを押印すること。
 - (3) 入札者はいったん提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることができない。
10. 入札保証金 免除
11. 契約保証金 契約金額の100分の10以上(履行保証保険契約)
12. 請負金支払条件
 - 前払金 請負金額の40パーセント以内(限度額 1億円)ただし、条件あり
 - 中間前払金 請負金額の20パーセント以内(限度額 5,000万円)ただし、条件あり
 - 部分払 出来高金額の80パーセント以内
 - 精算払 竣工検査完了後、支払請求の日から40日以内とする。
13. 入札無効 次の各号に該当する入札は無効とする。
 - (1) 談合又は不正手段により入札したとき。
 - (2) 入札心得及び入札条件に違反したとき。
 - (3) 入札者又は代理者が2以上の入札をしたとき。
 - (4) 入札者は指定の日時に遅刻した場合は失格とすることがある。
 - (5) 入札書に記名捺印のないもの。
14. 落 札 人
 - (1) 落札者の決定は予定価格の最低入札者とする。但し、最低制限価格に留意のこと。
 - (2) 同価格の入札者が2人以上あるときは抽せんにより落札人を定める。
 - (3) 落札人は落札決定後所定の工事請負契約書により7日以内に契約をしなければならない。
 - (4) 請負者は、建設業退職金共済掛金収納書、請負業者賠償責任保険、法定外補償保険(従業員傷害保険)の契約申込書及び領収書の写しを契約締結時に提出しなければならない。
15. その他
 - (1) 入札者の費用弁償はしない。
 - (2) 入札のため貸出した資料等は、入札受付時までには必ず返却すること。
 - (3) その他、この入札心得にないことは、町の指示によること。
 - (4) 災害又は事故等発生時においての一切の責任は業者負担で対応する。
 - (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額、(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 上記以外の関係書類については、工事発注主管の指示によること。
 - (7) 入札参加確認通知日及び入札日に、**国・福岡県**から指名停止処分を受けている業者は、入札に参加できませんので、事前に入札辞退届の提出をお願いします。